第２１期火災予防審議会人命安全対策部会（第４回）の開催結果概要

１　日　時
平成２６年1月３１日（金）　１３時３０分から１５時３０分まで

２　場　所
スクワール麹町３階「錦」
千代田区麹町六丁目６番地

３　出席者
⑴　委　員（敬称省略：五十音順）
北村　喜宣、　久保田浩二、　小林　恭一、　佐野　友紀、　菅原　進一、　西澤真理子、
萩原　一郎、　白谷　祐二、　橋本　幸弘、　長谷見雄二、　藤野　珠枝、　古川　容子、
丸山　裕弘、　米澤　　健
（計１４名）
⑵　オブザーバー
一般社団法人東京都ガス協会　灰野　和成、一般財団法人日本ガス機器検査協会　髙橋　三春
⑶　東京消防庁関係者
予防部長、参事兼予防課長、予防部副参事（予防技術担当）、予防対策担当係長、火気電気係長、係員３名
（計　８名）

４　議　事
一次答申（案）について

５　資料一覧
資料１：一次答申（案）についての主な意見と対応案
資料２：一次答申（案）
参考資料１：エネルギー消費に係る社会的気運の変化
参考資料２：ガスファンヒーター・ガスストーブ出荷台数（都市ガス）

６　議事概要
一次答申（案）について
〔事務局〕
資料1、2を説明
〔委員〕
資料2　一次答申（案）の17ページ、第4章の冒頭で「前章では、都市ガスの消費に係る火災件数は、近年、減少にあることがわかった。」と述べているが、第3章の内容では高層建築物における都市ガスに係る火災は少ないという事実しかわからないのではないか。24ページのグラフの方がガスに係る火災の減少傾向を示している。
〔事務局〕
表現を修正する。
〔議長〕
表現の問題ということではなく、第3章は年代での火災の推移を示したデータではないと言っている。
〔庁内関係者〕
17ページではガスに係る火災は少ないという表現とし、長期的に見ると減少しているということは第4章で言及するよう整理する。
〔委員〕
高層建築物に関して15階以上や60ｍ以上など様々な数字が出てくるので、わかりにくい。最初に、この答申での高層建築物を定義した方が良いのではないか。
〔事務局〕
今回の審議会では、15階建以上の高層建築物について検討している。そのことが明確になるように、第1章で高層建築物の定義について記載する。

〔委員〕
資料2　一次答申（案）の58ページ、第7章、3では、換気に関する課題について、「広く関係機関による対応の検討が望まれる。」とあいまいな表現となっている。ガス事業者による入居者への説明や消防によるマンションデベロッパーへの指導などに、もう少し踏みこんで提言した方が良いのではないか。
〔事務局〕
換気に係る課題は多くの分野にまたがっており、また、従前から指摘されていることでもあるため、そのような表現としている。
〔委員〕
この審議会の検討課題ではないということか。
〔庁内関係者〕
今回の審議会では、低層の共同住宅では行われていない高層建築物の出火防止に係る指導基準の見直しについて検討していただいている。そのため、提言部分は指導基準の見直しに関する事項に絞られている。換気に関しては、高層建築物だけではなく住宅全般の課題であり、ガス事業者、経産省、建築行政、消防など多くの関係機関で様々な取り組みがなされている。このことを踏まえ、広く関係機関で対応することが必要であると認識している。
〔委員〕
超高層マンションでは窓を開けない場合も多い。ガスファンヒーター等を使用する場合、強制的に換気する必要がある。
〔庁内関係者〕
そのようなことにも配慮して、換気設備を設計しているデベロッパーもあると聞いている。ただし、窓を開けての換気が必要な場合もあるので、誤解が生じないよう、入居者に対して正しい知識を周知する必要があると考えている。
〔委員〕
換気だけを取り上げるのではなく、正しいガス機器の取扱いについて周知する必要があるというようにまとめてはどうか。
〔事務局〕
検討する。
〔委員〕
規制を緩和するような提言はあまりないので、単に火災が少なくなったということだけではなく、安全性にプラスとなる事実も一緒に述べた方が良い。換気などについて、取扱説明書に記載しているから良いということではなく、利用者側の視点に立ち「このような対策が行われているから安全である。」というようなことを書いてはどうか。また、長周期地震動については、課題は残されているが、過去のデータを研究し、現状ではここまでの安全対策がなされているため、ガスを使用しても問題はないというような、前向きな表現とした方が良い。
〔事務局〕
第4章で述べている安全対策を書き加えて、提言部分を修正する。
〔委員〕
マイコンメーターなどの安全対策の普及が、都市ガスに係る火災の減少に大きく寄与している。他にもそのような安全対策が書けると良い。
〔議長〕
安全対策については第6章の現状分析でまとめている。第7章の書き方を工夫すれば良い。
〔委員〕
資料2　一次答申（案）の2ページ、1、⑵、ウに「現在の指導基準は、ガス機器の使用を強く抑制している。」とあるが、行政指導で規制することは行政手続法に反している。規制したいのであれば、条例で規定すべきである。また、規制緩和というのは、本来、法令の規制を緩和することである。行政側としては、どのように認識しているのか。
〔庁内関係者〕
指導基準を定めた当時は強力に指導していたという経緯はある。行政指導は危険性と対である必要があるが、現在は危険性が低くなり、指導基準の合理性がなくなっている。また、東日本大震災でのエネルギー源への意識の変化もあり、今回の審議会で検討いただいている。当時からの行政指導のやり方については、改めるべきは改める必要があると認識している。

〔委員〕
現在でも指導基準で規制しているという事実を正すべきではないのかと言っている。指導基準でガス機器の使用を強く抑制しているという表現は、止めた方が良い。
〔委員〕
合理性があっても、相手の権利を制限するような行政指導はできない。今後も行政指導で何でもできるとの認識が続くようだと行政として危うい。
〔庁内関係者〕
今でも強く指導しているということではないので、指導基準を定めた当時のこととして記述する。
〔議長〕
指導基準の位置付けはどのようなものなのか。
〔庁内関係者〕
指導基準は行政指導であり、強制力は無い。
〔委員〕
火災予防に関して、法令だけで全ての課題を解決することはできない。そのため、消防機関が相手側の理解を得て、指導することにより、安全性を高めている。また、指導の統一を図るために、指導基準を定めることで、考え方を示している。
〔委員〕
現場での指導は問題ないが、一般的に必要な規制で、なおかつ、財産権を侵害するようなものであれば、法令で定めるべきである。
〔庁内関係者〕
そのようなことも認識しており、規制を緩和する方向で、これまでのルールの見直しについて本審議会で検討いただいている。これを端緒として、指導基準について整理していきたいと考えている。
〔委員〕
規制緩和ではなく、指導を止めるということである。
〔委員〕
指導基準は内部の基準であり、改正するのに議会等にかける必要はない。しかしながら、高層の共同住宅の出火防止対策に係る指導基準は、第3期火災予防審議会の答申を受け、定められたため、見直す場合も火災予防審議会で審議するということは理解できる。答申としては事実を淡々と述べれば良い。
〔委員〕
内部基準を都民に対して適用させることはできないということは理解いただきたい。
〔委員〕
一次答申（案）の53ページでは、ガス暖房器具の出火リスクについて、「低いか同程度である。」と述べているが、55ページでは「同程度かむしろ低い。」、56ページでは「低い傾向がある。」と述べており、低い方に誘導しているように感じられる。
〔事務局〕
データとなる火災件数が少ないため、統計的には低いと言い切ることはできない。「低いか同程度」という記述に統一する。
〔議長〕
高層の共同住宅のガスに関する指導基準は、第3期火災予防審議会の答申を受けて定められたものであることから、見直しについても本審議会で検討するということで、指導基準に関する表現方法も考慮して整理することで良いか。また、第7章の換気に関する課題については、東京都だけで対応できない部分もあるため、広く関係機関による対応を求めるということで良いか。
〔委員〕
ガス機器の正しい使用方法について周知する必要があることは理解できるが、換気に関する記述は残していただきたい。ガス暖房器具に必要な換気量は24時間換気では全く足りていない。消費者の立場を考えたものとしていただきたい。
〔庁内関係者〕
今後の課題としては、ガス機器の正しい使用方法の周知とし、文章中で換気についても記載することとしたい。今後、答申を受け指導基準を改正する際には、関係機関へ情報提供することを考えている。
〔議長〕
換気の課題について、ガス機器や建築物の各分野にわたっての検討はあまりない。ガス機器の正し

い使用方法の周知を行うべきとの意見もあったが、今後、この答申が広く活用されることを考慮し、換気の部分は残した方が良い。
〔委員〕
今後の課題として、第7章、1に共同住宅以外の高層建築物の出火防止対策について記載されているが、諮問では高層建築物の用途は限定していない。共同住宅以外の用途は今後の検討課題にとどめておくのか。
〔庁内関係者〕
ご指摘のとおり諮問としては、高層建築物全般が対象であるが、一次答申は共同住宅の出火防止対策について整理させていただいている。そのため、共同住宅以外の高層建築物は、「今後の検討が必要である。」という表現としている。
〔委員〕
一戸建ての住宅では、コージェネレーションシステムの騒音が問題になり始めている。設備の設置を推奨しているようにとられないよう、第7章、1にはコージェネレーションシステムなどのガス設備を具体的に書かない方が良いのではないか。
〔事務局〕
もう少し抽象的な表現に修正する。
〔委員〕
長周期地震動による被害を想定外と考えてはならない。ガス配管が損傷した場合の対応はあるのか。
〔事務局〕
高層建築物には感震器と連動する緊急ガス遮断弁が設置されており、建物全体のガスの供給を停止することはできる。長周期地震動に対応する感震器も開発されているが、まだ普及はしていない。
〔委員〕
そのような対策について書いた方が良いが、書き方は工夫する必要がある。
〔庁内関係者〕
第7章、2に具体的な安全対策を追加する。
〔委員〕
長周期地震動については、来年度検討するのか。
〔庁内関係者〕
長周期地震動への対策は、関係機関による研究等の動向を注視しつつ、必要であれば諮問の範囲内でご審議いただきたいと考えている。
〔委員〕
長周期地震動では最上階が最も揺れるので、最上階に感震器を設置するなどの対応が有効と思われる。国の基準が示されていない中で、基準を定めることは難しいが、可能な範囲で検討は行った方が良い。
〔議長〕
一次答申（案）については、各委員の意見を踏まえ修正したものを3月の総会に提出したい。